

出雲地区合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 出雲地区合併協議会規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、出雲地区合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、出雲市、平田市、斐川町、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の負担金、県支出金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調整し、協議会の会議を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(出納及び現金の保管)

第4条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第5条 会長は、協議会の事務局職員のうちから、協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充用)

第6条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(決算等)

第7条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

- 2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係市町長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第 8 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

- 2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、会長の属する市町の例により、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 12 月 27 日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第 2 条第 2 項中「年度開始前に」とあるのは「第 1 回の」と読み替えるものとする。